

# 馬王堆帛書《老子》乙本卷前古佚書《経法》釈文注解（七）

高橋庸一郎

## 経法

### 道法

十二、萬民之恒事、男農<sup>(1)</sup>、女工。貴賤之恆立(位)、賢不肖(肖)  
不相放。<sup>(4)</sup>

釈文

万民の恒事とは、男は農<sup>なむ</sup>し、女は工<sup>はさむ</sup>ることなり。貴賤の恒位  
とは、賢と不肖とは相放しからざることなり。

注解

(1) 男は「説文」に、「丈夫也。从田力、言男子力於田也」

とある。段玉裁は、「夫下曰、周制八寸爲尺、十尺爲丈、人長  
一丈、故曰丈夫。白虎通曰、男任也。任功業也、古男與任同音，  
故公侯伯子男、王茶男作任」と注する。男と任とが同音であつ  
たかどうかは難しい所である。因みに男についての董同龢、高  
本漢、周法高の復原古音は、それぞれ、nem<sup>(5)</sup>、nam<sup>(6)</sup>或いは  
nam<sup>(7)</sup>、nam<sup>(8)</sup>、また任についてはそれぞれ nem<sup>(9)</sup>、nam<sup>(10)</sup>或いは  
njeim<sup>(11)</sup>、njierm<sup>(12)</sup>或いは nilm<sup>(13)</sup>である。「白虎通」はただ「男は任  
なり」と言うのみで、それが音が等しいと言つてゐるのか義が  
等しいと言つてゐるのか解せない。段玉裁は、「説文」の、「田  
に力む」ことが功業であり、それが任に当り、それが男である  
と言いたいのであろう。故にそれは音を解しながら実は義を言  
つており、こうした歴史的な音義混同の解が、字解探究に当つ

ての困難さの一要因となつてゐると言える。田は「說文」に、「敵也。樹穀曰田、象形、口十千百之制也」と見える。これについて段注は、「各本作陳、今正、敵者列也、田與敵古皆音陳、故以聲爲訓、取其敵列之義謂之田」とする。しかし「說文通訓定聲」には、「田、段借爲改」とあり、田獵の意味もある。ことが解る。例えば「左伝、莊八」の、「齊侯遊于姑棼、遂田于貞兵」や、「宣二」の、「初宣子田於首山、舍于翳桑」の田がその意味である。甲骨の卜辞では殆んどが田は狩の意味である。「戊寅ト、貞、王其田、不雨、吉」、「庚午ト、犹貞、王其田于利、亡災、吉」などがその使い方であるが、こうしてみると田の初義は寧ろこの狩の意味であつたのであろう。故に名詞としての田も、本来、たやはだけではなく、「僖卅」の「春、取濟西田。分曹地也」や「昭」の、「叔弓帥師鄭邑田、因苦亂也」や、「子豐有勞于晉國、余聞而弗忘、賜女州田、以胙乃臣助」の田のように、狩も出来るような野や、森林も含んだ可成り広大な地土を言つたのであろう。力は、「說文」に、「力、筋也、象人筋之形、治功曰力、能繁大災」とある。前に掲げた段注にある「任功業也」は、この「治功曰力」を踏まえているようである。よつて男とは田野にて力め、功をあげる者というのが原義であろう。農は、「說文」に、「农、耕人也、从良、臼聲、

本籀文農、从林、卒古文農、臤亦古文農」とある。段注は、「各本無人字、今依元應書卷十一補、食貨志、四民有業、闢土植穀曰農」とある。そして「从良」について、「庶人人明而勤、晦而休、故從良」と言つてゐる。即ち臼は両の手を表わし労働の象徴であり、辰は、農の意で早朝を表わしているのである。「左傳、襄九」、「其庶人力於農耕」とありその杜預の注は、「種曰興、收曰稈」とする。また農は土地のこととも言うらしく、「周禮・冢宰上」に、「以九職任萬民、一曰三農、生九穀」とある。この注に、「任猶俾也、鄭司農云、三農、平地、山、澤也」とある。農の籀文、古文が林に従う理由もこのあたりにあるのかもしれない。しかしそれにしても、段注の、「明而勤、晦而休」を両手と辰で表わすという抽象性が殷周の古代に果して深層から外化し得たかどうか疑問が残る。農は金文では田に従うものが多い。農はやはり田と関連があると同時に、田の意味内容の一つの林草とともに関係が深いと見ざれるところから、農の籀文、古文が林や艸に従うというのもうなづける。

(2) 工は「說文」に、「巧飾也、象人有規矩、與巫同意」とある。しかし工は人が規を持つてゐる象とは思われない。金文の矩の字は「匱」(伯矩盃)。でまさしく「象人有規矩」である。そうすると工が規矩そのものということになる。しかし工を含

む字の中には、規矩の意の工と思われるものがいくつがある。

即ち功、杠、杠、匱、匱、匱などの工は規矩の義を持つていいようが、紅、貞、江、匱、匱などに含まれてある工は必ずしも規矩の工とはいがたい。今、經字はケイ、或いはコウ（カウ）といいう音を持ち義は、牛のすねである。つまり匱の字にはケイの音のみではなく、コウの音もある。即ち匱と匱とは、今匱は首

の後、匱は首の前を表わすそれぞれ別字であるが、或いは本来この二字は同音同義の字ではなかつたかと思われる。つまり工字を含む多くの字の中には、その工が規矩以外に匱の下部から来た工があるのではないかと思われる。匱は手で機織にかけられた綾糸の象形である。紅は「説文」に、「帛、赤白色、从糸工聲」とある。帛は「説文」に、「繪也」とあるように絹織り物である。紅は薄赤色の絹おりものであり、この工は匱から來た工であろう。また貞を獻納するのが貞の初義であると考えられるが、貞は絹の布で帛である。かつてこの場合の工も匱の義から來たものであろう。これ等の外、江、涇などの関係も同様のことが考えられよう。つまり工字には所謂百工の中でも機織をとりたてて表わす場合もその字形の形成から当然考えられる。この「道法」の「女工」の工はまさしくはたおりを表わすものである。單行本は「漢書・鹽食其傳」の、「且兩雄不俱立、

楚漢久相持不決、百姓騷動、海内搖蕩、饑夫釋耒、紅女下機、天下之心未有所定也」につけられた顏師古の注、「未、手耕曲木也、紅讀曰工」とあるのを挙げて、「女工、即女紅、男農女工、即指男耕女織」という。この場合の紅は意味としては規矩の工よりも寧ろ匱、經を前提とした綾の方により近いと言えるだろう。

(3) 賢は「説文」に、「多才也」とある。才は「説文」に、「艸木之初也、從上貢一、將生枝葉也、一地也」とある。段玉裁は注して、「引伸爲凡始之偁、譯詁曰、初哉始也、哉即才，故哉生明、亦作才生明」とする。また更に、「一謂上畫也、將生枝葉、謂下畫、才有莖出地、而枝葉未出、故曰將、艸木之初而枝葉畢焉、生人之初而萬善畢具焉、故人之能曰才、言人之所蘊也」としている。しかして詩では、才は在の初文であり、存在を表わす。その形はす、などと、兩木の組み合せからなっている。これは恐らく儀礼的な意味を持つもので、神靈が天から降り来つて、ある場所に宿り、存在する時、その場所を示す標識の形であろう。少くともト辞、金文を見る限り才が草木と関係があるような形につくられているものはない。才が能力、智能を表わすのに用いられる例は金文や「尚書」には見られない。「詩經・魯頌」の「駉」に、「駉駉牡馬、在坰之野、薄言駉

者、有雖有駄、有駄有驕、以車伾伾、思無期、思馬斯才」の句があり、この才は「集注」にも、「才、材力也」と言うように才能、能力のことである。また「論語・子罕」に、「博我以文、約我以韻、欲罷不能、既竭吾才、如有所立卓爾、雖欲從之、未由也已」とあり、何晏の集注には、「孔安國曰、言夫子既以文章開博我、文以韻節節約我、使我欲罷而不能、已竭我才矣、其有所立則又卓然不可及言已」、雖蒙夫子之善誘猶不能及夫子之所立也」とあってこの才も所謂才能、能力のことである。また「淮南子・主術」に、「故得道之宗、應物無窮、任人之才難以至治」とあり、この才について許慎は、「才智」と注している。しかし金文には「衛盜」に、「矩白（伯）庶人取董（瑩）章（瑩）于裘衡、才（財）八十朋」とあって、これは、才を音符として用いたものである。また「周易繫辭下傳」に、「是故易者象也、象也者像、象者材」とあり、韓康伯の注には、「材才德也」とある。前に掲げた「詩・駟」の集注もそうであるが、材料の才も音符として用いられている。即ち、財も材も、その意味として用いられる方は異っているが、双方、「用いられるべき価値あるものとして存在している」という共通の意味を内在している。つまり、才ははじめ「神靈の存在」を示す概念であったのが、文字としては「神聖なるものの存在」（本来、存在に

値するものの存在そのものが価値ある」とと認識されたのであろうが）を表わし、それが、材、財の意を表わす文字の音符として用いられるようになり、その為才の意味自身が凝固限定され、それによって、才字は單なる存在を表わすものから、才能、能力の意を表わすものへ移行したのである。賢について段注本「說文」には、「多財也」とあり、その注は、「財各本作才、今正、賢本多財之僊、引伸之凡多皆曰賢、人稱賢能、因習其引伸之義而廢其本義矣」とする。これは以上の才の説明と合致するものであろう。しかし段玉裁の、「小雅、大夫不均、我從事獨賢、傳曰、賢勞也、謂多而勞也、故孟子說之曰、我獨賢勞」という説解はどうであろうか、「詩・北山」の傳は、「賢勞也」とはあるが、「淺云、王不均大夫之使、而專以我有賢才之故、獨使我從事於役、自苦之辭也」とあるように、勞はその結果であつて賢は飽くまで賢才がその本意であろう。甲骨ト辞には賢字を見るとは出来ないが、金文では「禽毀」に、「王伐羌、周公某（謀）禽祝、禽又（有）敵祝、王易（錫）金百子、禽用乍庭（寶）彝」とあり、郭沫若は、「禽有既祝」の敵を賢にして誠の義とする。善にして良の意である。金文にはまた「林氏鹽」に、「叔氏、福」、或釋「鮮子」の語があり、郭沫若は、「歲賛是歲時聘問之意、賢讀爲賛」と述べている。賛とは、贈る、

贈物をするの意で、歲賤とは一年のうちのある一定の時期に朝貢することである。金文では人名にも賢が用いられ、「賢毀」が存するが、その賢字は現代の字形そのままである。よつて金文以前の賢には、賢人・賢臣の意味に使われたものはなかつたようである。「說文」の、「多才也」「多財也」も所謂伝世の經籍に用いられている賢の意そのままでない。賢がいつごろからそのような意味を持つようになったかは判然としない。「毛詩・烝民」の序に、「烝民、尹吉甫美宣王也、任賢、使能、周室中興焉」とありこの賢は賢臣の意である。また「書・仲尼之誥」に、「簡賢附勢、寔繁有徒」とあり、或いは、「佑賢輔德、顯忠遂良」とあるがこの場合の賢はいずれも賢者の意味である。或いはまた「禮記・曲禮上」に、「賢者狎而敬之、畏而愛之、愛而知其惡憎而知其善」とあるがこれも有徳の者の意である。恐らく賢は經籍の成立とともに現在の意味を持つようになったのであろう。

不肖の肖は「說文」に、「骨肉相似也、从肉小聲、不似其先故曰不肖也」という。不肖を惡の意味に用いるものここに基づいている。段玉裁は注して、「骨肉相似者、謂此人骨肉與彼人骨肉狀兒略同也、故字從肉、漢刑法志殷宵、列子假肖」「釋經傳之言不肖、此肖義之引伸也」という。しかし「說文」は、「不

似其先」を言うのであって、「此人」と「彼人」とのことを言つてゐる訳ではない。それではなぜ不肖が「其先」との間にことに限定されるのであろうか。それを説明かす資料はないようと思われる。「禮記・雜記下」に、「主人對曰、某之子不肖、不敢辭誅、敢不敬湏以俟命」とあり、鄭氏注には、「肖似也、不似言不如人」とする。また「廣雅・釋詁」に、「肖、類也」とあるし、「法言・學行」には、「速哉、七十子之肖仲尼也」とあって、その李軌の注には、「肖類也」とあり、肖が象似の意、不肖が不似、不象、不類であることを説く書は多いが、何故にその意になるかは解せない。特に不肖の場合の愚の意となるのはよく解らない。しかし「說文通訓定聲」に、「肖、假借爲小」とあり、「方言・十二」に、「肖、小也」とあり、また、肖を含む字、消、俏、宵、胥などが「集韻」に、「肖、衰微也」というような共通な意を含んでいるように思われる所をみると、「史記・太史公自序」の、「申呂肖矣」の索隱に、「肖、謂微弱而省少」とあるのが恐らくその原義であろう。不肖については何等かの今は知ることの出来ない典故でもあつたのではないかと思われる。「老子、六十七」に、「天下皆謂我道大似不肖、夫唯大、故似不肖、若肖、久矣其細也夫」とあり、不肖と肖が対象のものとして用いられている。その、「河上公老子」の注に

は、「老子言天下謂我德大、我則佯恩、似不肖」、「唯獨名德太者爲身者、故佯恩似、若不肖無所分別、無所割哉、不賤人而自貴」とする。また「肖善也、謂辨惠也、若大辨惠之人身高自貲、行察察之政所、從來久矣」とあり、細に對しては、「言辨惠者、唯如小人也、非長者」とする。つまり不肖は佯恩であり、肖は辨惠である。「老子」は、前後それぞれ「道經」と「德經」とからなつてはいるが、(馬王堆三号墓出土「老子」は前後が反対になつており、前が「德經」、後が「道經」である) その二篇は成立時期、或いは成立意図が異なるのではないかと思われる。その理由は多々あげつらうことが出来るが、詳細は稿を改めるとして、大雑抱な特徴を示せば、「道經」は高邁で高遠、高踏、鳥敵的であるのに対し、「德經」の方は、その成立は恐らく「道經」よりは後であろうと思われ、その内容は些か平易で卑近、解説的である。不肖の語が後の、俗により近く、解説的である。「德經」の方に用いられているというのは肯づけるし、またそれが古くからある典故にもとづくものではないかと一層思はしめるものである。「莊子・天地」には、「孝子不谀其親、忠臣不諂其君、臣子之盛也、親之所當而然、所行而善、則世俗謂之不肖子、君之所當而然、所行而善、則世俗謂之不肖臣、而未知此其必然邪」とある。これは「世俗謂」の内容が所謂世俗

とは反対になつてゐる。不肖子は親に似ない子であるから、親の言動を然りとしないものと考えるのが普通であるが、莊子は親の言動を然りとするのが世俗の言う不肖子だと言うのである。そしてそうした世俗の見方は果して正しいものであろうかと、疑をはさむのである。しかしこれは莊子一流の論理の展開方法であつて、当時の「世俗謂」が本当に莊子の言う通りであつたかは疑わしい。また「德充符」には、「死生存亡、窮達貧富、賢與不肖、毀譽、飢渴、寒暑、是事之變、命之行也、日夜相代乎前、而知不能規乎其始者也」とあって、これは仲尼の言として語られているのであるが莊子自身の考え方と見てよいであろう。莊士は賢も不肖も變転流転し交替す運命の一現象にすぎないと考へてゐる。前の「老子」も不肖は大なるが故にそう見えるだけ、肖は細なるものであるとして、肖と不肖に絶対的な区別を置かなかつたが、これが道家の賢、不肖についての基本的な考え方とと言えるであろう。「文子・自然」に、「老子曰、清虛者天地之明也、無爲者治之常也、去恩惠、舍聖智外、賢能廢仁義滅事、故棄佞諂、禁姦僞則賢不肖者、齊於道矣」とあり、また、「故嬖臣輒淺、並進無恩智、賢不肖莫不盡其能、君得所以制臣、臣得所以事君、即治國之所以明矣」とある。前者は賢もその身についた仁義や佞諂をしていつわりをやめたならば不肖者とその

ゆく道は結局同じものとなることを説いて寧ろ不肖者に方に高い評価を与えていた。後者は賢も不肖もその与えられた能力を出し盡したなら、君臣の間はうまくゆき治國の績も上るということを説いている。また「下徳」には、「優柔委順、以養羣類、其德含忍而容不肖、無所私愛也」とあって不肖を排除してはならないことを言つてゐる。また「上仁」には、「故賢者盡其智、不肖者竭其力、近者安其性、遠者懷其徳、得用人之道也」とある。ここでは賢、不肖それぞれの分をわきまえさせれば、用人の道が得られるとしている。また「上義」では、「夫法者天下之準繩也、人主之度量也、縣法者、法不法也、法定也後、中綱者貲、缺綱者誅、雖尊貴者、不輕其貲、卑賤者、不重其刑、犯法、雖賢必誅、中度者、雖不肖無罪、是故公道行而私欲塞也」とあって、賢・不肖を問わず法の前にはすべて平等にすることによつて公道が行われ私欲に流されることはないといつのである。また「上禮」には、「聖人舉賢以立功、不肖之主舉其所與、同觀其所舉、治亂分矣、察其黨與、賢不肖可論也」とある。ここでは聖人と不肖の主とを並列させ、賢と所與とを並列させて論を組み立てている為に、その文意は甚だ解し難い。しかしその論は、聖人は賢を用い、不肖は不肖を用いる。故にその用いられている者の相違を見れば、國が治まるか、乱れるかがわか

る。よつて賢か不肖かはその依つて立つている所によつて論すべきであるというのである。ここでは前に挙げた引用文に見られたような、不肖を排斥せず、不肖を容認していくういう論旨は少し後退している。「鵠冠子・環流」には、「法賢如言、言者萬物之宗也、是者法之所與親也、非者法之所與離也、是與法親、故強、非與法離、故亡、法不如言、故亂其宗、故生法者命也、生於法者亦命也、命者自然者也、命之所立、賢不必得、不肖不必失」とある。つまり万物の大本は言であるが、法もまた是非の別を立てるものとして重要である。しかしながら劣る。法はまた命でもあり、命とは自然なものである。こうした自然なるものの前では賢者は必ずしも道を得るとはかぎらないし、不肖だからと言つて必ずしも道を失うものとはかぎらない、といふのである。言、法、自然の大なるものから見れば、賢も不肖もそうまるものではないといふこの見方は「老子」に通じるものがある。また「備知」にも、「賢不必得時也、不肖不必失命也、故賢者守時而不肖者守命」とある。しかし鵠冠子は決して賢と不肖の立場、役割を曖昧にする訳ではない。「度萬」には、「天人同文、地人同理、賢不肖殊能、故上聖不可亂也、不愚不可辯也」とある。これは賢は上聖、不肖は不愚との格差は甚しい。陸佃はその上に更に注して、「譬如堯舜、共

工驅兜欲與爲惡則誅之類」といふまた、「賢如桀紂、龍逢比干、欲與爲善則誅之類」という。上聖は堯舜、不肖は共工、驅兜、下愚は桀紂、といふ訳である。上聖と下愚はまだしも、不肖を共工等に擬するのは陸佃の筆の走りすぎというものであろう。この陸佃の注はしばらく置くとして、今「道法」と「賢不肖不相放」の意味は正しくこの、「賢不肖殊能」に相当しようが、その内容は陸佃が贊する程大仰なものではない。しかし「鶴冠子」に於ける、賢と不肖の差には相当厳しいものがあることは確かである。同じく「度萬」に、「不肖者不失其職、而賢者不失其明」とも言つてゐる。「世兵」にも、「天不變其常、地不易其則、陰陽不亂其氣、生死不奪其位、三光不改其用、神明不徙其法、得失不兩張、成敗不兩立、所謂賢不肖者、古今一也」とある。すべて不变のものを列举して、賢、不肖も古今変わる事はないと言つてゐる。こうして見て來ると「鶴冠子」に於ける賢と不肖の評価もそれほど一貫したものではないように思われる。「子・發蒙」に、「不得盡見謂之蔽、見而弗能知謂之愼子・感德」には、「賢而屈於不肖者、權輕也、不肖而服於賢者、位尊也」とありこれもほん前掲「子・發蒙」と同じである。

が、まかり間違えば亂の本となる蔽、虚、縦の三者をどのように処理するかを見ることによって、賢、不肖、治、不治、忠、不忠を見わけることが出来るのであると言つてゐるのであって、賢、不肖についての直接の評価は下してはいない。尤もこの文は、「不治則」以下「愛之」の間に恐らく、「棄之、忠則」などの四字が脱落しているのであらうから些か難解ではある。また「發蒙」にはひきつづいて、「爲人臣者、進賢是自爲置上也、自爲置上而無賞、是故不爲也、進不肖者是自爲置下也、自爲置下而無罪、是故爲之也、使進賢者必有賞、進不肖者必有罪、無敢進也者、爲無能之人、若此則必多進賢矣」とある。これは可成俗的な意識にうづけられており、老子をはじめとする道家の価値観からは可成りかけ離れて來ていることが解る。そしてそれ以上により政治的になつてゐる。つまり道家の思想も政治性を帯びるにしたがつてそれだけ道家的なものを手ばなしでいがざるを得ないというジレンマがここには感じられる。

「禮、有長幼之禮、無勇怯之禮、有親疎之禮、愛憎之禮也」とある。つまりこれは治の道ではあ

る。これは逸文であり（「太平御覽五百二十三」）、どういう文脈の中で語られているのかは明かではないが、ここでは、賢、不肖はそんなに固定的には捕えられてはいない。それは勇と怯、愛と憎などと同じように人間の内面的変化の現象の一つとして考えられているようと思われる。これは後期道家の中では珍しい考え方であると言える。「尹文子・大道上」に、「今親賢而疎不肖、賞善而罰惡、賢不肖善惡之名、宜在彼親疎賞罰之稱、宜屬我、我之與彼又復一名、名之察者也、名賢不肖爲親疎、名善惡爲賞罰、彼我之一稱不別之、名之混者也、故曰、名稱者不可不察」とある。これは形名論、名稱論の中での一例として語られているのであるが、「親賢、疎不肖」というのは當時的一般的観念としては言い得たのである。しかし「大道上」の後文には、「亂多而治寡則賢無所貲、愚無所賤矣、處名位、雖不肖下愚物不疏、己親疏係乎勢利、不係于不肖與仁賢、吾亦不敢據以爲天、理以爲地、勢之自然者爾、今天地之間、不肖實衆、仁賢實寡、趨利之惰、不肖特厚、廉恥之情、仁賢偏多、今以禮義招仁賢、所得仁賢者萬不一焉、以名利招不肖、所得不肖者觸地、是爲」とある。これは前をうけて、賢に親しむも、不肖を疎んずるを言うも結局は、勢力、利益に係わっているのであり、本質的には賢、不肖そのものとは関係がない。故に礼義でもつ

て賢者を招ねこうとしてもだれ一人集つて来ないというわけである。ここでは、仁賢は君子、不肖とは小人というぐらいの意味である。よって尹文子は更に続けて、「故曰、禮義成君子、君子未必須禮義、名利治小人、小人不可無名利、慶賞刑罰、君事也、守職效能、臣業也」を言う。君子は常に礼義を重んじる訳ではないが、君たる資格はある。そして名利に左右されないから慶賞刑罰を司るというのである。不肖、小人は名利を追い求めるものであるから、臣となつて職を守つて能を效するのを業とするのである、とする。故に尹文子の賢、不肖觀は更に俗的で、政治的ある為に、その意味する内容も軽く、それほど深くはない。つまり賢は君子で、君のこと、不肖は小人で臣のことであると割り切っている。ここに道家思想の推移と行きつく結果を見ることが出来そうである。道家思想は、結局は自己の内的再生產を停止し、法家思想、儒家思想の中にいくらかは取り込まれ、他は神仙思想、道教へと霧散霧消してしまうのも理解出来るような気がする。その点では「關尹子・九稊」の、「勿輕小事、小隙沈舟、勿輕小物、小蟲毒身、勿輕小人小人賦國能周小事、然後能成大事、能積小物然後能成大物、能善小然後能契大人」の方が小人に対する固定の観念は変わらないものの、初期道家に近く、救いがあるよう思える。

不肖の語は当初から確固とした思想概念を帯びて登場してきたものではない。恐らく何等かの説話、逸話から抜き取られたものであろう。「老子」に見える不肖は、「見方によつて異なる」と前提として語られているし、「莊子」では、不肖の語の前に、「世間では俗に言つてゐる」という形容詞がついている。

また他の書でも不肖の前に「所謂」の語が付いていることも多い。こうした表現は、不肖の背後に何等の典故のあることの証左となる。当初軽い論理構成の中で用いられたこの語は、そ

の後道家の間で好んで使用されることになった。そしてそれ等の論理の発展と複雑化の中で、不肖は固定的な、そして最後は絶対的な価値評価を表わす語として用いられるようになってしまった。不肖に対する定義は、今まで掲げて来た書の中には、例え極めて大雑抱なものでさえ見ることは出来ない。定義を与えない今まで、不肖は思想家の間で使われ、翻弄され、結局は、聖人、賢人、君子、小人のような哲理を背わされることなくやがては思想語としては捨てられてしまうのである。ここに、思想の発展とそれに繋る言葉のからみ、臆看、乖離の恐しさを見る思いがする。

「放」は「說文」に「逐也、从文、方聲」とある。放は逐ばかりでなく、多くの意味を持つている。今こでは、「廣雅釋

詁」や、「莊子・在宥」の、「今則民之放也」の注にある、「放效也」とあるのが当てはまるであろう。放は「說文」に、「象也」とある。かたどる、なろう、ならべる、くらべるなどの意味であろう。「單行本」の注に、「放讀爲升、等同」としているが、これが効に基づいた釋なのである。しかし今この注釋の出自は明かない。

#### 訳文

万人の常にしなければならない仕事とは、男は烟をたがやし、女は機を織ることである。貴い者と、賤しい者とが、その地位が変わらないということは、賢人と不肖の者とは同じにはなり得ないということである。

### 羅 武 二 雜 車 男 罗 士 仁